

あきる野市地域防災計画(案)に対する意見を募集します



市では、「あきる野市防災会議」で策定した地域防災計画を基本に、市の総合的な災害対策を進めています。市民と協働のまちづくりを進める中で市内7つの地域で「防災・安心地域委員会」が発足し、市民の災害に対する意識が更に高まったことや、平成19年に修正された東京都地域防災計画との整合性を図り、防災対策の状況変化、近年の災

計画(案)の閲覧場所と「意見」の提出方法

閲覧場所 情報公開コーナー(市役所4階)、地域防災課 五日市出張所 中央公民館、市内各図書館
市ホームページにも掲載しています。

意見の提出方法など
提出方法: 7月15日(木)までに、A4用紙などにご意見と住所、氏名、電話番号を記入し、送付してください(直接提出、FAX、電子メールでも受

7月は
社会を明るくする
運動強調月間です
犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

この運動は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。
キャンペーン運動 7月1日(木)、午前7時から関係者の協力で、市内の各

け付けます。電話でのご意見は、受付しません。その他: 提出されたご意見は、個人を特定できないように編集し、概要などを公表します。
提出・問合せ 地域防災課防災安全係(☎03001@city.akiruno.ty.kyo.jp)

「後期高齢者医療被保険者証」と「国民健康保険高齢受給者証」を更新します



「後期高齢者医療被保険者証」と、70歳以上の方が対象の「国民健康保険高齢受給者証」を7月中旬から下旬にお送りします。

その年の市・都民税の課税所得によって、医療機関などで支払う負担割合の見直しを行います。

負担割合が3割の方へ
市・都民税の課税所得が145万円以上の方(同じ世帯で同じ保険に加入している方が3割の場合、所得にかかわらず3割負担となります。)

7月は
青少年の非行・被害防止全国強調月間です

青少年の非行・被害防止のため、家庭をはじめ学校職場、地域が一体となって、厳しい目で心のこもった温かい指導を心がけましょう。問合せ 生涯学習推進課 生涯学習係



市内循環バス「のバス」は、6月1日から「秋川3丁目」停留所を設置し、停車を開始しました。新しい停留所の場所は「日の出福祉園前」と「秋川キラホール入口」の間です。問合せ 地域防災課地域振興係

市議会本会議の様をインターネット(録画)で配信中!

現在、6月定例会の本会議の様を配信中です。あきる野市ホームページ(<http://www.city.akiruno.tokyo.jp/>)の「あきる野市議会」から「本会議録画中継」を検索してご覧ください。問合せ 議会事務局

入院時の
各種認定証の交付
入院したときの医療費の負担が、自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」や、食事代の負担が減額される各種認定証があり、申請手続きが必要です。

5日市出張所(五日市出張所は後日郵送となります。)
国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入されている被保険者が死亡したときは、申請により5万円(平成22年3月以前の死亡の場合は3万円)の葬祭費を助成します。被保険者証の返還時に手続きしてください。問合せ 国民健康保険係

介護保険料額決定
通知書を送ります
65歳以上の方(第1号被保険者)に、介護保険料額決定通知書(納入通知書)を7月上旬に送付します。介護保険料 保険料は、平成21年度から23年度までの介護サービスにかかる費用などの見込みから計算される「基準額」をもとに、住民税の課税状況などに応じて、第1段階から第10段階までに区分されます。納付方法は、年金受給の有無などにより異なります。介護保険料の納め方 年金から天引きの方(特別徴収)は、はがきでお知らせします。*対象: 年額18万円以上の年金を受給している方 *天引き月: 偶数月(年金支給月)ごとに天引きします。

後期高齢者医療
保険料額決定通知書・納入通知書を送ります
7月中旬に、平成22年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書をお送りします。保険料の料率は、2年間の医療給付費を推計して見直しが行われます。東京都後期高齢者医療広域連合では、平成22、23年度の所得割の率を7・18割(旧6・56割)に決定しました。均等割額(1人当たり3万7

後期高齢者医療
保険料額決定通知書・納入通知書を送ります
7月中旬に、平成22年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書をお送りします。保険料の料率は、2年間の医療給付費を推計して見直しが行われます。東京都後期高齢者医療広域連合では、平成22、23年度の所得割の率を7・18割(旧6・56割)に決定しました。均等割額(1人当たり3万7

介護保険料額決定
通知書を送ります
65歳以上の方(第1号被保険者)に、介護保険料額決定通知書(納入通知書)を7月上旬に送付します。介護保険料 保険料は、平成21年度から23年度までの介護サービスにかかる費用などの見込みから計算される「基準額」をもとに、住民税の課税状況などに応じて、第1段階から第10段階までに区分されます。納付方法は、年金受給の有無などにより異なります。介護保険料の納め方 年金から天引きの方(特別徴収)は、はがきでお知らせします。*対象: 年額18万円以上の年金を受給している方 *天引き月: 偶数月(年金支給月)ごとに天引きします。

市長コラム No.27

鉢植えのブルーベリーを枯らしてしまっただけか、そうと庭先に植えたのが、いつの間にか大きくなり、紫の実をつけていました。「この実は目の栄養になるんだよ」とおばあちゃん、孫に一粒取ってやると、その甘酸っぱい味に孫は目を丸くしていました。旬の美味さと言え、名物のトウモロコシが最盛期になっています。孫はご飯を食べるよりトウモロコシに夢中です。「幼稚園から帰ってきたらいつでも食べられるようにしておからね」と言うとおばあちゃん、ありがとう、ちゃんと受け答えができるようになり、その成長ぶりにも驚かされるのです。これからはどちらの食卓にも夏の野菜が勢揃いするでしょう。キュウリ、ナス、ピーマン、シヨ

ウガなど地元で採れる新鮮な野菜をたくさん食べて夏を乗り切りましょう。7月はお盆月です。お寺さんからは先祖供養の施餓鬼会の通知がありました。墓参りでは久しぶりに顔を合わす人が多くなります。我が家のお盆様は畑で採れたナスやキュウリで馬を作り、仏壇にお供えする習わしになっています。盆の入り夕方に迎え火を焚き、門の入口で先祖様を迎えて家の中に入れます。この日の夕餼の時からお盆の3日間は、ご先祖様の思い出とともに静かな日を過ごすことができます。私たちは一人で生きているわけではなく、祖先からの継続性の中で私たちが居ることを実感します。私たちが暮らしている地域社会も慣習や伝統を大切に守りながら連続して今日があると思っております。

あきる野市長
白井 孝

ない方と年金の受給額が年額18万円未満の方 *納め方: 7月から平成23年2月までの各納期限(年8回)に金融機関などでお支払いください。金融機関で介護保険料の口座振替手続きをしている方は、各納期の末日に口座振替します。納付書での納付と年金天引きの両方で納める方: 納付書を送付します。*対象: 昨年度途中で65歳になった方や転入された方などで、7月から9月

までは納付書で納め、10月以降は年金からの天引きとなる方
便利な口座振替をご利用ください。納め忘れのないように、納入通知書で納付の方は、口座振替による納付をお勧めします。希望する方は、納付書、通帳と届出印をお持ちの上、市内の金融機関(郵便局含む)の窓口で申し込んでください。問合せ 高齢者支援課 介護保険係(直通558・1969)